秘密書類
リサイクルマニュアル

秘密を保持してリサイクルできます！

古紙の分別
新聞、雑誌類、ダンボール、オフィスペーパー（雑がみ）とは別に、秘密書類の回収箱を設置しましょう。

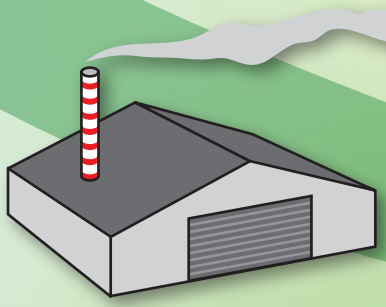

製紙工場にて溶解

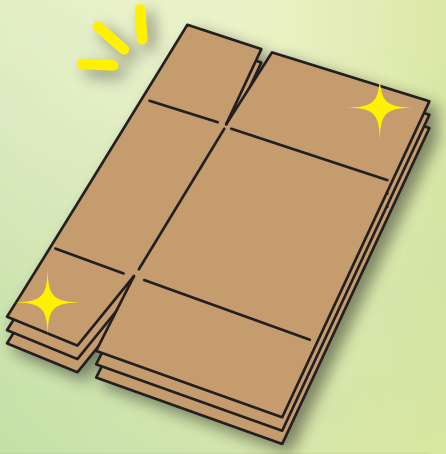

段ボール製品に生まれ変わる

京都市ごみ減量推進会議
（公益財団法人　京都市環境保全活動推進協会）
http://kyoto-gomigen.jp/

燃やさずに製紙原料に

近年は環境への意識が高まり、オフィスで排出される古紙のリサイクルは進んでいます。一方で、個人情報・企業秘密（機密）などの取扱いの意識も高まり、情報の管理が必要とされる書類が増えています。秘密（機密）を含んだ文書は、シュレッダー処理され、焼却処分されることが多く、環境にも好ましくありません。

京都市ごみ減量推進会議（以下、当会議）の秘密書類リサイクル事業にご参加いただければ、そのような秘密（機密）を含んだ書類を、段ボールに詰めたまま（開封せず）製紙会社へ搬送します。トラックからベルトコンベアに箱ごと投入された秘密書類は溶解槽（パルパー）で溶かされ、段ボール板紙に再生されます。

1997年から始まった当事業も20年を超え、参加団体数は140以上（2019年3月末時点）となりました。2017年度は年間約1,000トンの秘密書類がリサイクルされました。

事業系ごみの組成

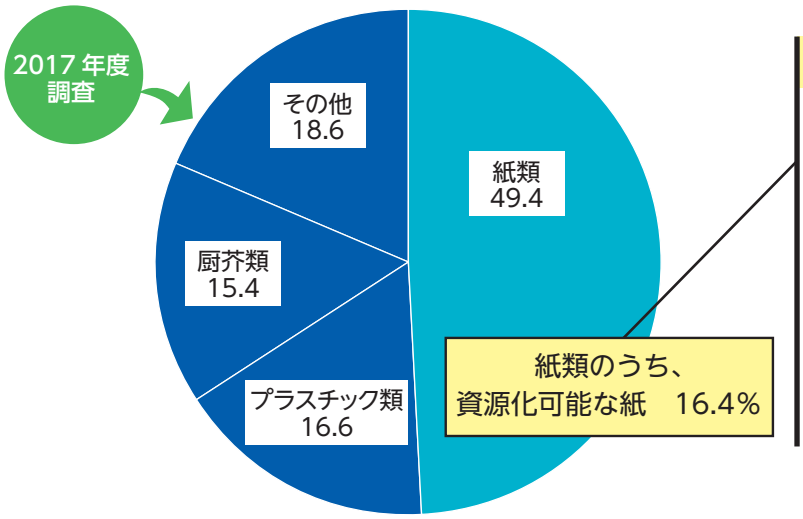

資源化可能な紙（16.4%）の内訳

ダンボール箱	0.2
紙パック	0.9
紙製容器包装	6.3
新聞紙	0.1
折り込み広告	0.1
雑誌・書籍	0.6
色白紙	1.6
色付紙	6.6

6年間で紙類のごみが6.9%も減少

京都市が2011年に行った業者収集ごみ組成実態調査報告書（事業系）では、56.3%が紙類でしたが、2017年度の調査では49.4%と少し減少しました。また、紙類のうち資源化可能な紙は、6年前には27.6%含まれていましたが、16.4%まで減少しました。この16.4%を0%に近づけるよう、みんなで減量・分別・リサイクルをさらに徹底していきましょう！

出典：2017年　京都市　環境政策局調べ

秘密書類リサイクル事業をきっかけに、循環型社会の構築に向けて共に取り組んでいきましょう！

ごみの分別には京都市こごみネットが参考になります。
（インターネットで「こごみネット」で検索）

こごみネット http://kyoto-kogomi.net/business/

京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト
京都 こごみネット
事業者のみなさま

紙ごみ減量への取り組み方

まずは、できるだけ紙ごみを出さないこと発生抑制（Reduce）が大切です。つぎに、再使用（Reuse）を心がけましょう。
それでも事業活動では多くの紙が発生し、廃棄が必要です。
以下の手順で適切な処理に取り組みましょう。

① 紙ごみの発生・分別・処理について現状調査しましょう

・紙ごみはどのようなルートを経て、どのように処理されていますか?

② 回収事業者や管理会社に相談しましょう

※禁忌品とは製紙の品質や生産管理上のトラブルの原因となる物。（詳しくは P5 をご覧ください。）

・分別方法は適切ですか?

新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、そして秘密書類に分け、禁忌品※が混入しないように管理しましょう。分別の第一歩も継続も、従業員の皆さんの心がけがすべてです。分別しやすい方法について、社内で意見を出し合いましょう。

・どれくらいの量をまとめて排出できますか?

一度の排出量は、保管場所の有無、事業の内容などにより違ってきます。紙は同種のものが多くまとまるほど、処理単価が安くなります。

・書類の保管場所、保管方法は適切ですか?

禁忌品は処理時のトラブルの原因となります。保管の段階で、禁忌品を除いておきましょう。

③ 秘密書類は、当会議の「秘密書類リサイクル事業」を活用ください

回収料金表は、P5 をご覧ください。

*秘密書類に該当しない書類は混じっていませんか?秘密書類としての処理は、一般古紙の処理よりも費用がかかります。一般古紙として出せる物が混入しないように意識しましょう。

当事業の利用手順

① 京都市ごみ減量推進会議に入会しましょう

・京都市ごみ減量推進会議は、京都市のごみを減らし、環境を大切にしたまちと暮らしの実現に寄与することを目的として活動しています。会費、京都市からの委託金、寄付金等を運営資金として、市民・事業者・行政のパートナーシップで、様々なごみ減量活動を展開しています。

・入会申込書 に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。

・年会費を請求させていただきます。（入会金不要）

事業者団体、企業、大学、マスメディア　⇒　年間2口以上（1口1千円）

② 入会と同時に「秘密書類リサイクル事業」への参加をお申込みください

・秘密書類リサイクル事業参加申込書 に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。その際に、秘密書類リサイクル事業実施規定 をご確認ください。

・当会議への入会及び、当事業の参加申込を受付した後、事業に必要な書類一式をお送りいたします。

※入会等に必要な書類は、当会議ウェブサイトよりダウンロードできます。

京都市ごみ減量推進会議　検索

入会申込書	秘密書類リサイクル事業参加申込書
秘密書類リサイクル事業実施規定	回収希望連絡票・回収日時確認票

③ 秘密書類の回収依頼の時期を考えましょう

・回収の申し込みは、希望する月の前月20日までに、回収希望連絡票を記入の上、回収事業者(*1)へご連絡ください

・回収申込の際に必要な事項は、

①回収予定箱数（目安：1 回あたり小 370 箱まで）
②希望の回収時期（上旬・中旬・下旬）
③ご担当者名と連絡先
④回収場所の住所（京都市内限定）及び、駐車スペースについて（トラックが駐車できる場所をご指定ください）

過積載防止のためのお願い
・箱数に変更がある場合は必ず事前に回収事業者へお知らせください。
・回収当日、申請箱数より変更がある場合は回収をお断りさせていただくことがあります。
正しい箱数の申請にご協力をお願いします。

*おおよその回収量は「みなし重量表（*2)」を参考に算出してください。
*回収日の指定は出来かねますのでご了承ください。
*過積載防止のため一定の箱数(目安　小 370 箱)を超えないようご協力をお願いします。2 台目トラック（別料金）をご希望の場合は、回収希望連絡票にてお知らせください。
*回収のご依頼をいただいた場合でも回収日時や回収月の希望に添えず変更をお願いする場合がございますのでご協力をお願いします。
(とくに大型連休や年末年始は製紙会社の受入可能日数が少なくなっております)

*1 回収事業者　**京都府紙料協同組合　秘密書類リサイクル事務局**
tel 075−671−2396　fax 075−671−2437

*2
みなし重量表

縦・横・高さの合計(センチ)	大きさの目安	内容物の重量	区分
95以上〜110未満	みかん箱よりやや大きめ	25 kg	大
80以上〜95未満	B4コピー用紙の箱	15 kg	中
80未満	A4コピー用紙の箱	10 kg	小

• 縦・横・高さの合計が 110 センチ以上の箱は持ち運びに支障をきたしますので、できるだけ使用しないでください。箱の大きさをそろえると、保管もしやすく、積み込みやすくなります。
• 排出時には必ずダンボールで梱包してください。
• ひも縛りの排出の場合、責任を負いかねますので予めご了承ください。
• 防水加工の箱は禁忌品に当たりますので使用しないでください。
• 排出量が 500kg 未満の場合は、合積みとなることがあります。

④ 回収月の初旬に、回収事業者より回収日時をご連絡いたします

(回収時間は、通常は午前 9 時頃、又は午後 1 時半頃となります。)

*回収重量について変更があればお知らせください。(大幅な増減があれば、回収日が変更となることがあります。)
*回収時に、製紙工場に同行される場合は、併せてご連絡ください。(トラックへの同乗はできません。)

⑤ 回収日時をご報告ください

④で回収事業者と日程調整のうえ、回収日時 確認票 を FAX（641−2971）にてご提出ください。(FAX 送付状は不要です。)

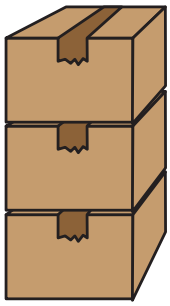

⑥ 回収日までの準備

・禁忌品が混じっていないかご確認ください。禁忌品が混じっていると、再生品の品質低下や製紙工程にトラブルを生じさせるなど、環境負荷を与えることにつながります。
・箱数を確認し、「秘密書類リサイクル処理管理票（A5 判　4枚複写）」（以下、処理管理票）に必要事項と併せてご記入ください。
・秘密書類のため、必ずダンボールで梱包を行ってください。

⑦ 回収日当日

・指定の時間に回収事業者のトラックが指定場所に到着します。
・排出事業者の皆さまで、トラックへの積込みをお願いします。
・積込みの際には、積込み箱数を確認してください。
・処理管理票に記載の箱数と、積込みの箱数を確認した後、トラックの施錠を確認し、排出事業者・回収事業者双方が、確認のサインを行います。
・合積み回収の場合は、合積み同意欄にもサインをお願いします。

・一時預かりをご希望の際は、一時預かり同意欄にもサインをお願いします。
・サイン済の処理管理票 A 票をお受けとりください。（B 票、C 票は回収事業者が持ち帰ります。）

回収事業者は、その日のうちに製紙工場へ持込み、溶解を確認します。

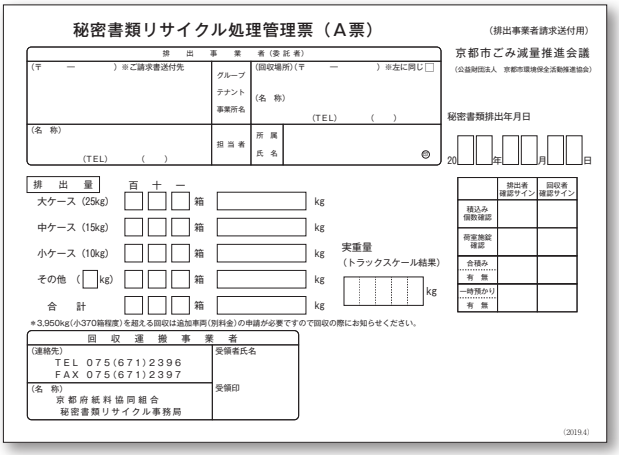

秘密書類リサイクル処理管理票（A票）

（排出事業者請求送付用）

京都市ごみ減量推進会議
（公益財団法人　京都市環境保全活動推進協会）

排出事業者（委託者）
（〒　－　）※ご請求書送付先
グループ テナント 事業所名
（回収場所）（〒　－　）※左に同じ□
（名称）
（TEL）（　）
（名称）
（TEL）（　）
担当者
所属 氏名

秘密書類排出年月日
20□□年□□月□□日

排出量	百 十 一			
大ケース（25kg）	□□□	箱		kg
中ケース（15kg）	□□□	箱		kg
小ケース（10kg）	□□□	箱		kg
その他（□kg）	□□□	箱		kg
合計	□□□	箱		kg

実重量（トラックスケール結果）　kg

	排出者確認サイン	回収者確認サイン
積込み個数確認		
荷室施錠確認		
合積み 有 無		
一時預かり 有 無		

＊3,950kg(小370箱程度)を超える回収は追加車両(別料金)の申請が必要ですので回収の際にお知らせください。

回収運搬事業者
（連絡先）
TEL 075(671)2396
FAX 075(671)2397
（名称）
京都府紙料協同組合
秘密書類リサイクル事務局
受領者氏名
受領印

(2019.4)

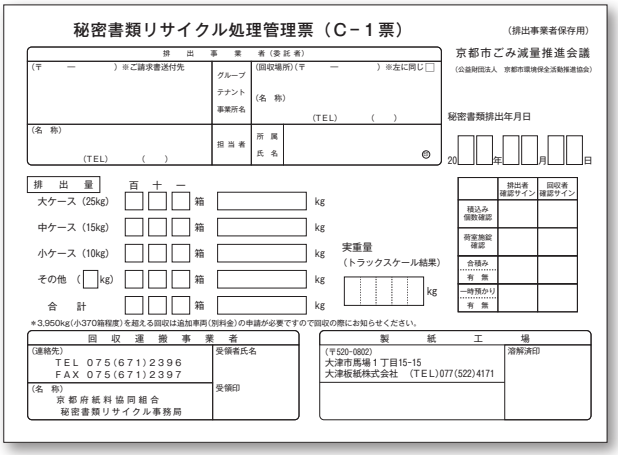

秘密書類リサイクル処理管理票（C－1票）

（排出事業者保存用）

京都市ごみ減量推進会議
（公益財団法人　京都市環境保全活動推進協会）

排出事業者（委託者）
（〒　－　）※ご請求書送付先
グループ テナント 事業所名
（回収場所）（〒　－　）※左に同じ□
（名称）
（TEL）（　）
（名称）
（TEL）（　）
担当者
所属 氏名

秘密書類排出年月日
20□□年□□月□□日

排出量	百 十 一			
大ケース（25kg）	□□□	箱		kg
中ケース（15kg）	□□□	箱		kg
小ケース（10kg）	□□□	箱		kg
その他（□kg）	□□□	箱		kg
合計	□□□	箱		kg

実重量（トラックスケール結果）　kg

	排出者確認サイン	回収者確認サイン
積込み個数確認		
荷室施錠確認		
合積み 有 無		
一時預かり 有 無		

＊3,950kg(小370箱程度)を超える回収は追加車両(別料金)の申請が必要ですので回収の際にお知らせください。

回収運搬事業者
（連絡先）
TEL 075(671)2396
FAX 075(671)2397
（名称）
京都府紙料協同組合
秘密書類リサイクル事務局
受領者氏名
受領印

製紙工場
（〒520-0802）
大津市馬場1丁目15-15
大津板紙株式会社　（TEL）077(522)4171
溶解済印

⑧ 請求について

回収月の翌月下旬に、請求書と処理管理票 C-1 票を送付します。
（早期発行はできかねますので予めご了承ください。）

⑨ お支払いについて

請求書記載の口座に、指定期日までにお支払いください。
（振込手数料はご負担ください。）

回収料金表（2019年4月1日現在）※予告なく変更することがあります。

回収量（1 日当たり）	回収料金（1 日当たり）＊税抜
500kg以下	一律8,000円
500kgを超え～1,000kg以下	8,000円＋16円×（回収量－　500kg）
1,000kgを超え～1,500kg以下	16,000円＋11円×（回収量－1,000kg）
1,500kgを超え～2,000kg以下	21,500円＋ 9円×（回収量－1,500kg）
2,000kgを超え～2,500kg以下	26,000円＋ 8円×（回収量－2,000kg）
2,500kgを超え～3,000kg以下	30,000円＋ 7円×（回収量－2,500kg）
3,000kgを超え～3,500kg以下	33,500円＋ 6円×（回収量－3,000kg）
3,500kgを超え～3,950kg以下	36,500円＋ 5円×（回収量－3,500kg）
3,950kgを超え～	38,750円＋ 4円×（回収量－3,950kg）

■最大積載量（3,950kg）を超える見込みがある場合の追加便ご利用料金

＊トラックの最大積載量に変更があった場合に積載上限を改定させていただくことがあります

追加回収量（1 台当たり）	追加料金（1 台当たり）
～1,000kgまで	一律　10,000円
1,000kgを超え～2,000kg以下	一律　20,000円
2,000kgを超え～3,000kg以下	一律　30,000円

禁忌品とは

禁忌品とは、「製紙原料にならない異物」のことです。また、紙であっても加工された紙は、異物となることがあります。禁忌品は、生産工程の中でのトラブルや製品の品質低下の原因となります。

必ず取り除いてほしいもの

○紙でないもの全て

よくある混入物

- 不織布（プラ製）の CD カバーなど
- 樹脂製品（クリアホルダー、クリアポケット、プラ製ファイル・バインダ類）
- 金属類（ファイル・バインダ類の留め具等）
- 布製品（布張り台紙等）
- ボールペン等の文具類や、CD、DVD など
- ダブルクリップ等大型クリップ類

○紙（又は紙のようなもの）であっても、古紙再生に不適なもの

カーボン紙（裏カーボン紙）　トレーシングペーパー
ワックス加工紙　感熱発泡紙
合成紙（例：屋外用ポスター、山岳地図）
ラミネート加工された紙　写真

できるだけ取り除いてほしいもの

＊一度に多量に含まれている場合は、回収をお断りすることがあります。

○粘着物類

シール、粘着物のついた伝票

○感熱紙

レシート、Fax 用紙

○その他

ノーカーボン紙

●以下のものについては、多少であれば含まれていても大きな問題にはなりません。

ゼムクリップ・ホッチキス針・フラットファイルの止め具・綴り紐

秘密書類リサイクル事業 ～基本の作業の流れ～

1 指定の時間にトラックが到着。

2 排出事業者の皆さまで、秘密書類の入った段ボールをトラックに積み込んでいただきます。

3 積み込んだ箱数の確認と、トラックの施錠の確認。

4 処理管理票にサインをします。

5 製紙工場に到着。

6 到着時秘密書類の箱を積んだまま車両総重量を計量します。（退出時に、空車重量を計量します。）

7 ベルトコンベアに秘密書類の箱を投入します。

8 ベルトコンベアの先にある溶解槽で、箱のまま溶解されます。

京都市ごみ減量推進会議は、京都市のごみを減らし、環境を大切にしたまちと暮らしの実現に寄与することを目的として、市民、事業者、行政と共に活動しています。
京都市ごみ減量推進会議に参画し、ともに行動しませんか。
入会すれば、秘密書類リサイクル事業に参加することができます。

お申込み・お問い合わせ先は

京都市ごみ減量推進会議
秘密書類リサイクル事業担当
（公益財団法人 京都市環境保全活動推進協会　ごみ減量課）

TEL.　075−647−3444
FAX.　075−641−2971

〒612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町 13　京エコロジーセンター 2 階　活動支援室内

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

（2019.4）